

令和2年（2020年）12月16日（水）

知事公室 防災危機管理局

## 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 当面12月末までの対応について

### 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

#### 基本的な感染対策の徹底！

- 手洗い、マスクの着用、3つの密の回避など
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意

#### 大阪府をはじめとする感染拡大地域（※） および京都府への飲食やレジャーなど、不要不 急の外出は極力控える！

- 飲食やレジャーなどできるだけ県内で楽しみましょう！

※飲食店の営業時間の短縮の要請等がなされている地域 など

#### おだやかな年末年始を迎えるために

- 普段接する機会のない方と会われる場合には、事前に  
お互いの体調確認を！
- 帰省の2週間ほど前から、「5つの場面」に注意し、  
感染リスクを下げる行動を！

## 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

京都府での感染者数の増加傾向等を踏まえ、また、全国的に続く感染拡大を滋賀県を含む社会全体で食い止めるために、以下のとおり要請する。

### ●12月15日まで

**大阪府をはじめ、感染が拡大している地域においては、会食や接待を伴う飲食は控える。**



### ●12月16日～当面12月末まで

**大阪府をはじめとする感染拡大地域<sup>(※)</sup> および京都府への飲食やレジャーなど、不要不急の外出を極力控える。**

※ 飲食店の営業時間の短縮の要請等がなされている地域 など

## ■12月16日以降の感染拡大防止対策

対策の内容	12月15日まで	12月16日～
1 感染対策の徹底	・協力要請の内容を継続(11月17日より)	
2 施設・事業所における感染防止策の徹底	・協力要請の内容を継続(11月17日より)	大阪府をはじめ、感染が拡大している地域においては、会食や接待を伴う飲食は控える
3 外出について		大阪府をはじめとする感染拡大地域および京都府への飲食やレジャーなど、不要不急の外出を極力控える(当面12月末まで)
4 イベント開催について		・イベントを開催する場合の目安を設定(継続) (当面来年2月末まで)
5 施設の使用制限の要請等		—